

ID: 3046

担当部署: 産業観光課

処分の概要	第69条第4号及び第75条の2の2第5号の規定による承認(市町村道又は準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産(従前の建設省所管の国有財産に限る。)である土地に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法施行規則 第69条第4号及び第75条の2の2第5号		
法令番号	昭和24年農林省令第75号		
<p>【基準】</p> <p>省令第69条第4号及び第75条の2の2第5号の規定による。</p> <p>第69条第4号</p> <p>(4) 当該土地改良事業の施行によりその地域に編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認のあつたことを証する書面</p> <p>第75条の2の2第5号</p> <p>(5) 変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域に新たに編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認があつたことを証する書面</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日